

利益相反管理方針

2025 年 6 月制定

大和ハウスインシュアランス株式会社(以下「弊社」という)は、「利益相反管理方針」を定め、役職員がこれを遵守し、お客様の利益が不当に害することのないよう適切に業務を遂行いたします。

1. 利益相反取引の特定・類型

利益相反の取引とは、弊社が行う取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

弊社は、利益相反取引に該当するおそれのある取引の類型として以下のものを定め、的確に管理を行ってまいります。

(1) お客様と弊社および大和ハウスグループ会社(以下「グループ会社」という)の関係

お客様の利益と弊社またはグループ会社の利益とが相反するおそれのある取引

(2) 弊社およびグループ会社のお客様相互の関係

お客様の利益が弊社またはグループ会社の他のお客様の不利益となるおそれのある取引

(3) その他

上記(1)または(2)に準ずる場合、その他お客様の利益が不当に害される場合

2. 利益相反管理の対象

利益相反の管理の対象となるのは、弊社および全てのグループ会社です。

3. 利益相反取引の管理態勢

弊社は、業務品質・コンプライアンス統括部(以下「当該部」という)を利益相反取引の管理を統括する部署とします。

当該部は、利益相反管理に必要な情報を収集するとともに、利益相反の取引を特定し、利益相反取引の管理を実施いたします。

4. 利益相反取引の管理方法

弊社では、利益相反取引の管理を以下の方法により実施してまいります。

- (1) 利益相反のおそれのある取引を行う部門と、当該取引に係るお客様との他の取引を行う部門を分離し、両取引の情報を遮断する方法
- (2) 利益相反のおそれのある取引または当該取引に係るお客様との他の取引の条件または方法を変更する方法
- (3) 利益相反のおそれのある取引にともない、当該取引に係るお客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客様に開示し、お客様から同意をいただく方法
- (4) 利益相反のおそれのある取引または当該取引に係るお客様との他の取引を中止する方法
- (5) その他、弊社が必要かつ適切と認める方法

以上